

一般社団法人オダックス・ジャパン運営規約

2014年1月1日版

第1章 総則

第1条(目的)

本規約は、一般社団法人オダックス・ジャパンの定款第41条に基づき、会員の入退会、会費及びAJの運営並びに会員活動等の基本的な事項を定めることを目的とする。なお、本規約において使用する用語は、特段の定義がない限り定款と同じ意味を有する。

第2章 会員

第2条(会員の種別)

AJの会員の種別は、定款第5条に定める通り、正会員、準会員で構成する。

第3条(資格要件)

会員の資格要件は以下の通りとする。

- (1) 正会員 AJの目的に賛同し、所定の入会手続きを行い理事会で承認され、AJの運営に参画する個人、法人及び団体
- (2) 準会員 AJの目的に賛同し、所定の入会手続きを行い、AJの活動に参画する満20歳以上の個人

第4条(入会申込)

入会を希望するものは、以下の方法により申込むものとする。

- (1) 正会員 本規約第19条に規定する必要事項を了承のうえ入会について会長に申請し、理事会の承認を得なければならない。入会を承認された者は所定の入会金の支払と同時に正会員となる。
- (2) 準会員 AJウェブサイト記載の所定の手続きで入会につき申請し、入会金の支払と同時に準会員となる。

第5条(入会金)

入会金は以下の通りとし、AJへ支払う。

- (1) 正会員 1,000円
- (2) 準会員 1,000円

第6条(会費)

年会費は下記の通りとし、AJへ支払う。

- (1) 正会員 その年の1月1日から12月31日までに主催する下記走行会を対象に算出した合計金額とし、年末までに支払を完了する。なお、主催する走行会のない正会員については0円とする。
 - ・BRMの参加者1名につき300円及びメダル代時価(AJからACPへの支払い時の為替レートをもとに各主催クラブに請求)
 - ・Fleche Japonの参加者1名につき300円
 - ・SR600のACP参加者1名につき100円
 - ・理事会が承認した練習走行会の参加者1名につき300円
 - ・AJが作成したブルベカード一枚につき10円
- (2) 準会員 0円

第7条(会員資格の喪失)

以下の各号の一に該当するに至った者は、その資格を喪失する。

- 1) 会費を納入せず、督促後も然るべき期限までに支払をしなかったとき
- 2) 会員たる個人が死亡したとき
- 3) 会員たる法人または団体が解散または倒産したとき

第8条(退会)

正会員は所定の手続により任意に退会することが出来る。

- (1) 正会員 正会員は会長に申請することにより、理事会への報告を経て退会することができる。
- (2) 準会員 準会員はAJウェブサイト所定の手続により、退会することができる。

第9条(抛出金品の不返還)

既納の入会金及び会費その他の抛出金品は返還しない。

第3章役員ほか

第10条(会長)

ACP Representative

- 1) ACP は実在する個人である ACP Representative に対し、指定した地域内で開催される BRM の管理監督を委任している。これは世界的ルールである。
日本における ACP Representative には、AJ 会長が自動的に就任する。
AJ 会長は ACP Representative 就任に際し、いかなる理由であれ会長を退任する際には ACP Representative も自動的かつ同時に退任する旨の念書を理事会宛に差し出すものとする。
- 2) 会長は、日本国において ACP に直接連絡できる唯一の窓口である。
- 3) 会長は、営利目的のために BRM を奨励し、主催してはならず、他の営利団体と協力、提携をしてはならない。
また、主催クラブをはじめ関係者にこれらのことを許してはならない。
- 4) 会長は、日本国において BRM が正しく運営、実施されていることを ACP に保証する責任を負う。

オダックス・ジャパン会長

- 1) 会長は日常業務を執行するとともに、オダックス・ジャパンの業務すべてを指揮し統括する。
- 2) 会長は、日本国内で1年に最低2回 BRM が開催され、また PBP 開催年には全 BRM シリーズ(200、300、400、600km)が開催されるように主催クラブを支援する。
- 3) 会長は、最新の BRM ルール、ブルベカードなど、BRM の円滑な運営のために必要な文書資料類を主催クラブに提供する。
- 4) 会長は、コンピュータによる申し込みシステムを提供する責任を持つ。ただし、そのシステムを利用するかどうかは主催クラブの自由である。
- 5) 会長は、第三者賠償責任保険(スポット保険)の加入事務を行う。
- 6) 会長は、ACP に申請し認定された全 BRM をカバーする主催者保険に加入する。

第11条(会長の資格)

会長となる者は、BRM 主催経験があることを要する(責任者でなくても良い)。

第12条(副会長)

- (1) 副会長は、会長がその使命を完遂できるよう補佐する。
- (2) 会長に事故あるときは、または会長が解任されたときは、公認の会長が専任されるまでの間、副会長がその職務を代行する。

第13条(顧問)

会長は顧問を委嘱することができる。顧問は本会の運営に関して会長の諮問に応じ必要な助言を行う。

第14条(ACP Representative補佐、事務局員)

- (1) 会長は、ACP RepresentativeとしてACPとの連絡窓口を務めるにあたり、それを補佐するものとしてACP Representative補佐を専任することができる。
- (2) 会長は、AJの広報、会員管理、走行記録管理、会計等の事務を執行するものとして、事務局員を専任することができる。

第15条(報酬)

理事、監事、顧問、ACP Representative補佐、事務局員は無報酬とする。

第4章規約の改正

第16条(規約の改正)

本規約の改定は、理事会の決議により行うものとする。

第5章主催クラブ

第17条(主催クラブ)

BRM、Fleche Japon、SR600および練習走行会の運営は正会員たる主催クラブが行う。

- 1) 主催クラブは、会長とBRM 主催同意書(「ACP Representative(日本代表)すなわちAJ 会長と主催クラブとのパートナーシップ同意書」)を取り交わした上で、同意書ほかAJがACPの規則に基づいて日本国内の事情を考慮して定めたAJ 規約に従って主催しなければならない。
- 2) 主催クラブは、営利目的のためにBRMを奨励し主催してはならず、BRMを奨励し主催するために他の営利団体と協力、提携をしてはならない。
- 3) 主催クラブの名称は、企業名など営利目的の名称を含んではならない。主催クラブの名称については理事会の審査の上で承認される。
- 4) 主催クラブは、特定距離のBRMの開催のみを目的としてはならず、全BRMシリーズ(200、300、400、600km)の開催に努めなければならない。
- 5) 主催クラブは、独自にウェブサイトを作りBRM開催情報を公開しなければならない。主催者はAJとメール連絡する環境を整えなければならない。主催クラブはその名称を用いてレースを主催してはならない。

第18条(主催者)

主催者は各主催クラブ代表とする。

第19条(主催クラブの資格)

AJの走行会の主催はBRM主催同意書(「ACP Representative(日本代表)すなわち会長と主催クラブとのパートナーシップ同意書」)ほかAJがACPの規則に基づいて日本国内の事情を考慮して定めたAJ規約の遵守を条件に、クラブや団体、連盟への所属の有無に関わらず、運営できる。

- 1) 主催クラブとなる者は、BRMの主旨を理解し、主催の意思のある者でなければならない。
- 2) 主催クラブは、600km以上のBRMを完走した経験を持つ代表1名、同じく副代表1名以上を置かなければならない。
新たに主催クラブとなる者が、この条件を満たすことが困難な場合は理事会の審議、承認の上、一定期間の例外が認められる。例外が認められた場合は、できるだけ速やかに満たさなければならず、一定期限までに満たせないときは主催クラブの承認を取り消されることがある。
取り消された場合でも、その後条件を満たせば承認を受けることができる。
- 3) 主催クラブの代表・副代表は連帯して責任を持つものとし、代表に事故あるときは副代表が直ちに代表に就任し、次の副代表をできるだけ速やかに選任しなければならない。

第20条(新規主催クラブの承認)

新たにBRM主催を希望するものは会長に申請して、理事会の承認を受けなければならない。

- 1) 主催資格を満たす者は、BRM規則、主催者規則を理解し、BRM主催同意書その他必要事項を承知の上で、新たに正会員たるBRM主催クラブとなることを会長に申請することができる。
- 2) 新たにBRM主催クラブとなる者は、BRMを開催する前年において1回以上のBRMルールに準じた練習走行会を開催した上で、指定の期日までに翌年BRM開催のためのACP申請書類を提出しなければならない。ただし、会長が認めたときはACP申請書類提出後に走行会を開催できる。この場合もBRM開催前でなければならない。指定期日までにACP申請書類の提出がない場合は、新規BRM主催申請を取り下げたものとみなす。
- 3) 会長は全正会員に対して、インターネットを利用した正会員メーリングリスト(ML)により、新たに主催申請した者のBRM主催クラブとしての加盟につき意見を求め、正会員の意見を十分に踏まえた上で理事会にて可否を決議する。理事会が審査の上で承認した場合には、会長はACPに申請しなければならない。

第21条(規模)

主催クラブの規模や地域は問わない。

第6章 走行会

第22条(BRM、Fleche Japon、SR600)

BRM、Fleche JaponおよびSR600は、RMの定める世界共通基準のBRMルールに従って運営される。ただしAJは日本国内の社会事情を考慮した細則を設けることができ、この細則も遵守して運営されなければならない。細則は理事会によってとりまとめられ、施行される。

第23条(練習走行会)

練習走行会は、主催クラブが独自に定めたルールに基づいて運営される。

第24条(法令遵守)

参加者は BRM ルールのうち、特に安全に関する規定に注意を払い、道路交通法その他の法令を遵守しなければならない。

主催クラブは、指導に従わない参加者の認定をしないことができ、以後の BRM 参加を断ることもできる。

第25条(責任)

ACP、会長(ACP Representative)ならびにAJは、BRM開催に関するあらゆる事故等について、一切責任を負わない。

第7章雑則

第26条(機密保持)理事、監事、顧問、ACP Representative補佐、事務局員

理事、監事、顧問、ACP Representative補佐、事務局員は、その職務上知り得た情報を正当な理由無くして、漏洩し、または盗用してはならない。

附則

本規約は2014年1月1日をもって施行される。

【細則】

1. 会員総会は必要に応じてオブザーバーをおくことができる。
2. 会員総会に出席した理事、監事、顧問、ACP Representative補佐、事務局員には交通費(必要に応じて宿泊費)の実費を支給する。
3. BRMへの参加条件
クラブや団体、連盟への所属に関わらず、以下の条件を満たせばBRMへ参加可能である。
本会規定の損害賠償保険に加入、及び全責任を自分自身にて責任を全うできる者。
4. 会長及び副会長は、AJの業務執行にあたり、インターネットを利用した正会員メーリングリスト(ML)を活用して正会員に連絡し、あるいは意見を求めるものとし、理事会の決議にあたっては正会員の意見を十分に踏まえた上でこれを行う。